

京滋広域捜査隊の編成に関する協定等について（例規）

〔 制定 平成7.6.12 7京刑企第548号
京都府警察本部長から各部長、各参事官、首席監察官、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、隣接府県との境界周辺の特定地域における特定犯罪に係る事案について、広域初動捜査等を共同して行う京都府警察及び滋賀県警察の広域捜査隊の編成等に関して必要な事項を定めたもので、平成7年6月12日から実施しています。